

雜

錄

第 64 回帝國議會貴族院へ衆議院より回付の日本製鐵株式會社法案及製鐵業獎勵法中改正法律案並に商工大臣の提案説明 (昭和 8 年 3 月 15 日 (水))

議長 (公爵徳川家達君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、日本製鐵株式會社法案、第二、製鐵業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、商工大臣中島男爵

日本製鐵株式會社法案

以上政府提出案本院に於て可決セリ因て議院法第五十四條に依り及送付候也

昭和八年三月十四日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長 公爵 徳川家達殿

日本製鐵株式會社法案

日本製鐵株式會社法

第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス

第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スルヲ營ムコトヲ得

第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又、帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ過半数ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ商法第二百十二條ノ二ノ決議ニ付亦同ジ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ

製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ

前項ノ製鐵事業ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルトコヲ要ス合併ノ決議又ハ製鐵事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ズ

第十六條 政府ガ第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ政府ノ製鐵事業ニ從事スル者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當其ノ他ニ付必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ場合ニ於ケル手當ニ付主務大臣ノ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニシテ勅令ニ定ムルモノニ相當スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ同條ニ規定スル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ゼラレタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金額ニ付亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以内ニ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ノ規定ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込

拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一

二 設立、資本ノ増加又ハ製鐵事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本製鐵株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ監査役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコト

ヲ得 取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ亦同ジ

第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ヘ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集セシム

第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載セシム

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集セシム

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締ニ引渡スベシ

製鐵業獎勵法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年三月十四日 衆議院議長 秋 田 清

貴族院議長 公爵 徳 川 家 達殿

製鐵業獎勵法中改正法律案

製鐵業獎勵法中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

國ガ前項ノ前事業者ナル場合ニ於テ其ノ事業ガ第二條乃至第四條ノ製鐵事業ニ相當スルモノナルトキハ之ヲ本法ニ依リ營業稅、營業收益稅及所得稅ノ免除ヲ受クル製鐵事業ト看做ス

第八條 削除

第十條第一項中「前二條」ヲ「前條」ニ、同條第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

附則第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第六條第二項ノ規定ハ國ノ製鐵事業ガ前項ノ製鐵事業ニ相當スルモノナル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業者ガ本法施行前ニ製造シタル銑鐵ノ獎勵金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前第八條ノ規定ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ第十條ノ規定ヲ適用ス

(前號に於テ本法案ハ第八條以下缺落しあるハ編輯者ノ粗洩にしテ茲に陳謝訂正す)

註(以上文章中「左」「右」とあるハ原文の儘にて本誌の場合ハ「左」ハ「以下」「右」ハ「以上」と御承知ありたし)

國務大臣(男爵中島久萬吉君) 只今議題に相成りました日本製鐵株式會社法案、提案の理由を説明申し上げます、我國に於ける製鐵事業は、歐羅巴の大戦を一轉機と致しまして、政府の保護助長政策と、當業者の熱心なる經營と相俟つて急速なる發展を遂げまして、漸次自給自足の域に近づいたのであります。斯業經濟の内容に付きまして之を見ますのに、其基礎は未だ充分鞏固なりとは申すことが出來ないのでございます、歐洲大戦中の好況時代を除きましては、大體に於て不況に次ぐに不況に終始し、唯最近爲替相場關係やら、鐵鋼需要の増進等に依りまして、稍々好調を呈して居るのでございますが、斯業の將來は必しも樂觀を許さざるものがあるのでございます、今後諸物價の昂騰に伴ひまして、生産費の騰貴いたします場合等に於ては、再び外國品の壓迫を受ける虞がございますのみならず、現状の儘に推移いたしますれば、將來益々増加いたします需要に對しまして、低廉にして且つ豊富なる鐵鋼の供給を致すことが極めて困難となるのでございます、我國の製鐵事業が斯の如く其基礎が、未だ充分鞏固でない所以を考へますのに、我が民間製鐵事業の多くのものは、歐羅巴大戦當時の新設又は擴張に係るものでございまして、其設備の改善、資本の整理が概ね不充分でございまして、而も其後引續く不況に累せられて、其自力を以て事業の合理化を圖る餘裕がございませぬ、又製鐵所も官營でございするが爲に、其經營に付て種々なる拘束を受けまして、事業進展上に遺憾の點がないでもなかつたのでありまして、是は本邦製鐵事業全體としての統一的發展を期する上に於て、多大の障礙となつたのでございます、即ち一方に於ては資本の二重投下、設備の過不及等の不利益を來しましたと共に、他方に於ては小企業分立に依る生産費の割高の爲に、常に外國品の壓迫を受けたと云ふやうな事情にあつたのでございます、斯の如き我國製鐵事業の現状に鑑みまして、從來各種の振作方法が考へられたのでございますが、斯業の根本的確立を圖るべき實質的對策と致しましては、大規模且つ系統的作業を特に有利と致しする製鐵事業本來の性質に鑑みまして、官營製鐵事業及民間主要製鐵事業を基礎と致しする合同會社の實現を圖りまして、政府の特別なる監督の下に於て、其完全なる統制力と堅實なる資力とに依りまして、斯業の徹底的合理化を圖り、生産費の低減と設備の改良擴張を促進いたしまして、以て我國製鐵事業の基礎を鞏固ならしめするものが、最も適當なる方策と信ずるのでございます、殊に鐵鋼は各種重要産業の基礎的材料たる關係から致しまして、其低廉にして豊富なる供給を確保いたしますことは、國家産業經濟の發展を期する上に於て極めて重要な事項でございまして、昨年六月、第六十二議會に於きまして、貴衆兩院より製鐵事業の徹底的整理及合理化を圖り、以て生産費の低減を期すべき旨の御決議がございましたのも、畢竟此趣旨に依るものと考へるのでございますが、此目的を達成いたしまして、諸般の要求を満たすべき根本の方策と致しましては、茲に提案いたしました日本

製鐵株式會社設立を以て、最も適當なる方策と信ずるものでございます、以上のやうな趣旨を以ちまして、官民製鐵事業を基礎と致しまする日本製鐵株式會社を設立せしめ、斯業の根本的確立を圖るが爲に、本法律案を提出いたしました次第でございます、何卒充分御審議の上、速に御協賛あらむことを切望いたします、尙ほ次で**製鐵業獎勵法中改正法律案**、提案の理由を御説明申し上げたいと存じます、製鐵業獎勵法に於きましては、從來一定規模以上の銑鋼一貫作業を行ふ事業者に對しまして銑鐵獎勵金を交付いたしまして、其事業の保護助長と合理化の促進を圖つて參つたのでございますが、今回提案いたしました日本製鐵株式會社が設立せられますれば、斯業の徹底的合理化に依りまして、相當生産費の低減を期することが出來まして、本獎勵金交付制度存続の必要が無くなりますので、本會社設立と共に之を廢止することを適當と認めたのでございます、又同法に於ては民營事業の事業繼承の場合に於ては、其繼承者は前事業者の有して居ります營業收益税及所得税免除の特典を繼承することとなつて居るのでございますが、官營製鐵事業が民營となる場合に於きましても、同様の取扱を致す必要があると認むるのでございます、本法律案は此趣旨に基きまして、日本製鐵株式會社法案に關聯いたしまして、製鐵業獎勵法中一部改正を行はむとするものでございます、何卒御審議の上、是亦速に御協賛あらむことを希望いたします。

日本製鐵株式會社法案委員長井上子爵の委員會經過報告(可決)(昭和8年3月25日)

議長(公爵徳川家達君) 日程第三、日本製鐵株式會社法案、第四、製鐵業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、井上子爵

日本製鐵株式會社法案

以上可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十四日 委員長 子爵 井上匡四郎

貴族院議長 公爵 徳川家達殿

製鐵業獎勵法中改正法律案

以上可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和八年三月二十四日 委員長 子爵 井上匡四郎

貴族院議長 公爵 徳川家達殿

子爵井上匡四郎君 只今議題となりました日本製鐵株式會社法案及製鐵業獎勵法中改正法律案の二案は去る十五日特別委員に付託せられまして、翌十六日直に正副委員長の選舉を終り、其後日曜祭日を除きます外に於きましては、時間の許します範圍に於きまして慎重審議を遂げたのであります、漸く昨日の午後に至りまして本案は可決いたすべきものと多數を以て決定いたしました、只今其委員會の中に起りました主要なる質疑應答に付て御報告いたしたいと存じます、勿論此質疑應答は非常に多種多岐に互て居りますから、到底茲に全部を網羅して御報告いたすことは不可能でありますので、大體其概要に止めることを御許しを願ひたいと思ひます、此原案の趣旨は其當時商工大臣より此處で御説明がありましたのであります、之を概約いたしますと云ふと、要するに將來我國に於て安價良質の鐵材、鋼材を多量に供給すると云ふことが目的であるのであります、將來増加する所の、又増加せねばならぬ所の需要に付て不都合のないやうに、充分なる供給を爲し得るやうに、且又其供給を出来るだけ廉價にし得るやうに、又進んで只今迄製鐵業は特別な國家の保護の下にあつたのであります、其保護を必要とせざるやうに、進んでは其製品を將來は海外に之を輸出し得るやうな程

度に迄發達せしめむと企圖することが此案の趣旨なのであります、現在日本の製鐵業界が如何なる状態にありましますかと申しますと、大戰後一時多量の鐵材の需要に依りまして、民間の製鐵所が勃興いたしたのであります、現在の官業と民業の分野は大體どう云ふ有様にあるかと申しますと云ふと、銑鐵製造業に於きましては官業即ち八幡製鐵所が、民業と比較いたしまして著しく優勢な位置を占めて居るのであります、之に反しまして鋼材の製造業に於きましては、民間の製造額の方が官業の八幡製鐵所の製造量よりも稍々多量を占めて居ると云ふやうな状態で、官民の分野が行はれて居るのであります、全體と致しまして本邦の需要額が少い場合に於きましては、國內の設備を以て大體之を供給することが出来るのであります、例へば昭和四年の如き好景氣時代に於きまして、鐵材の需要が非常に多額に上りました場合に於きましては、尙ほ五十萬噸以上の鋼材の輸入を必要と致しまして、金額に於きまして一億五千萬圓以上の輸入を必要とする云ふやうな状態にあるのであります、又營業の成績の點から考へますと云ふと、此數字が示します如く製銑業即ち銑鐵を製造いたします民間の業務は甚だ振はないのであります、成績不良であるのに反しまして、鋼材を製造いたします所の民間業者は必しも不成績でないので、相當の成績を擧げて居るものが相當あるのであります、斯う云ふ状態の下に只今述べましたやうな目的に到達いたします爲には、民間の製鐵所と云ふものは戦後の好景氣に乗じまして、其互ひの間は勿論官業の八幡製鐵所との間にも、如何なる統制もなく唯發達したる民業であります爲に、今日に於きましては種々の設備が重複いたしまして、此統制が完全に行くことが甚だ困難なる状態にあるのであります、將來の完全なる製鐵業の發達を企圖いたします爲には、此無秩序に發達いたしました所の此民間の製鐵所を、或統制の下に置く云ふことの必要を感じまして、政府は今回此提案を爲したのであります、即ち民間の製鐵業と政府の製鐵所と合同いたしまして、一の半官半民の大製鐵會社を作らうと云ふのが、第一の日本製鐵株式會社法案であるのであります、從て質問は第一に此合同問題に付ての質問が多々あつたのであります、此中にも種々の方面から合同と云ふことに付ての論議的の質問が行はれて居ります、先づ八幡製鐵所の官業の立場から之を民營に移すの必要を感じるのであるかと云ふやうな質問であります、八幡の官業製鐵所と致しましては創立以來三十數年間、何の支障もなく順境なる發達を今日までは續けて參つて、今日の状態は頗る好良なる状態を呈して居るのであります、從て官業の立場から致しまして、何も今日之を民業に移す必要を感じて居るのではない、併ながら將來の發展を企圖いたします爲には多額の資金を要するのであります、現に此合同案が成立いたしました曉に於きましては直にこゝ數年の間に一億圓ばかりの投資を必要とすることが目睫の間に迫つて居ると云ふやうな状態でありまして、之を特別會計に於て求むることは非常に困難である、廣き一般市場に於て豐饒なる資金の下に將來の擴張を計畫することが至當である、又官民對立の状态に於きましては、物價の變動に依つて價格を一定して市場に出すと云ふことが、非常に困難なる状態に餘儀なくされるのであります、稍々詳しく申しますれば、需要が少く供給過多なる場合、即ち不景氣の場合に於きましては、民間業者は不必要に物を安く賣り始めて參るのであります、從て八幡製鐵所も已むを得ず必要以上に之を安く賣ることを餘儀なくされる、反對に需要過多にして供給の少ない場合、即ち物の高い場合に於きましては、民間業者は必要以上に物を高く賣り始めるのであります、官業は之をそれ程

高く賣る必要は認めないのでありますが、八幡製鐵所が其場合に安く物を賣り始めますと云ふことは、單に中間業者を利益するのみであつて、需要者に決して安いものが其手に入らないと云ふやうな状態に在るのであります、でありますから將來の發展を企圖いたしまする爲には、八幡製鐵所自身の立場からは民業に移すと云ふことの必要を感じないのでありますが、發展の上からは之を民業に移して、半官半民の會社として統制的に活動し得る機能を與へると云ふことが必要である、又合同に關して何故民間のみが合同することが出来ないのかと云ふやうな質問もあるのであります、是は現在に於ては、政府が民業を保護獎勵して居るのであります、民業との間には或協定を以て對立して居るのであります、さうでありますから現在民業のみが合同すると云ふことに對する刺激が少しもないのであります、現在の儘に之を置きましたら民業は決して合同する機運には到底到達することはないのであります、業界の過半数を制して居る所の八幡製鐵所が中心になつて民業を糾合するにあざれば、合同の機運は現在に於ては起らないと云ふ答辯であります、又合同を半官半民の會社にすることなくして、寧ろ全部の製鐵業を官營にする方が宜いのではないかと云ふやうな合同論もあつたのであります、是は一般の産業政策としまして政府の見所は、斯の如き重要産業を政府の官業として、將來永く經營すると云ふことは如何なるものであらうか、政府の見所に於ては、斯の如きものは現在の提案の如き半官半民の會社として、將來の發展を企圖することが適當であると云ふ政府の見解であるのであります、又合同は民間會社の救済ではないか、是は合同に付きましては後程御話いたしますが、民間會社は多大の犠牲を拂はなければ合同の目的は達し得ないのであります、此犠牲を拂はせると云ふことは決して民間會社を救済するのではない、併ながら合同の結果と致しまして、此切下げて合同いたしました民間會社は、それに依つて將來利益を得るやうになるのでありますから、其點から考へますと救済にはなるのであります、案の目的は救済を目的として出發いたしましたものではないと云ふ答辯であります、又合同に依つて製品の價格を低下せしむることが豫期の如く出来るのであるか、是は種々の數字を以て示されて居るのでありますが、統制の下に大工業が行はれることに依つて、非常なる利益を得ると云ふことの數字的の答辯を得て居ります、又軍事的に軍事工業として最も重要な製鐵業が、半官半民と雖も官の手を離れて、民間と合同すると云ふことに依つて、軍事的に不都合は起らないのであるかと云ふことに付きましては、陸海軍大臣の出席を求めまして其答辯を求めたのであります、兩大臣とも此將來出来る所の半官半民の新會社に於ては、現在の八幡製鐵所と少しも異なる所なく、且又廉價に鋼材を供給し、軍事に對する研究其他は從來の如く之を繼續して、決して軍部に對して不都合を與へぬと云ふことの答辯を得て居るから之に同意をしたのである、又軍部として決して半官半民の會社が軍部に利益があると云ふ點から同意したのではないと云ふ御答辯であるのであります、合同の成功、不成功と云ふことは只今ちよつと述べました如く、此民間會社の合同する其合同價格に全く依るのであります、成功不成功は此一點に歸することが非常に多いのでありますから、從て評價問題と云ふものに付きまして非常に反復質問が繼續されて居るのであります、先づ合同したる會社の資本がどの位であれば、合同會社は將來利益を以て稼業することが出来るか、他の言葉を以て之を言ひ現はしますれば、鋼材一吨を生産する設備費が幾らであつたならば、將來此合同會社は有利に稼業することが出来るのであるかと云

ふ根本數字の決定を必要とするのであります、此數字の出た細かいことは速記録に譲りまして、政府は鋼材一吨に對する設備費が百二十圓と云ふ數字を以て適當なりと認めて居るのであります、それでありまして、此百二十圓に近くなるやうに民間會社の資本を切下げて合同せしむると云ふことであるのであります、併ながら此切下げると云ふことに付ては、或物指しを用ひなければならないのであります、其物指しをどう云ふ尺度を用ふるかと云ふことに付きましては、政府は此處に或提案を示して居るのであります、是は現在現存して居ります所の工場を今新しく造つたらば幾らで是が出来るか、之を復成式の價值と申すのであります、茲に之を假りに b と名づけます、次は稼高式に依る價值、現存の儲高から六分の利子を以て逆算いたしました價值であるのであります、之を稼高式價值と申すのであります、之を假りに c と申します、合同會社の直接に影響する數字は此稼高にあるのでありますから、政府は此稼高の方の價值を復成式の價值の二倍と認めまして、 c の稼高を二倍にし、復成式の b と加へまして、即ち $b+2c$ と云ふものを三で割つた價值を出すのであります、併ながら此價值はまだ鋼材一吨當り百二十圓に近くならないのでありますから、もつと之を切下げねばならない、此價值に又三分の二を掛けまして、稍々百二十圓に近い數字に之を持つて來ると云ふ、之を特別委員會では商工大臣が方程式と云ふ言葉を以て言つて居られるのであります、斯う云ふ方程式を以ちまして、此方程式の尺度を以て各私設會社の設備を評價するのであります、茲に又多くの質問的研究、議論も行はれて居るのであります、此尺度は是は唯暫定的のものであるのであります、將來此合同を實行いたします場合に於きましては、評價審査委員と云ふものが出来るのであります、其評價審査委員に於て、此尺度は將來研究するものであるであつて、是は決して確定的のものではないと云ふ答辯であるのであります、從て八幡製鐵所の出資額も現在に於ては、此方式に依つて數へられた所の、算出された所の價格が出て居るのであります、其價格と云ふものは決して確定的なものではないのであります、將來評價審査委員會に於きまして、此公式の採用仕方に依りまして、其價格に變化を及ぼす、即ち國家の財産が將來變化を受けると云ふ状態にあるのであります、今迄の或質問者は、今迄政府が出資を致しまして、半官半民の會社を作つた場合も多々あつたのであるが、其場合に政府の出資額が不確定である場合があつたかどうか、現在迄の政府の見所では斯う云ふ例はないのであります、必ず政府の出資額は幾らであると云ふことが初めから確定して居つた、然るに今回の場合は將來に於て評價委員會に於て、是は査定されるものであるのであります、幾らになるか分らないのである、併ながら大體の主義としまして、稼高が重なる勢力を持つと云ふことを見ますれば、政府の製鐵所は稼高が非常に宜いのでありますから、現在の帳簿面の政府の財産より減ることはないと云ふ答辯であるのであります、併ながら確定的數字が幾らになるかと云ふことは、是は將來評價委員會に掛けて、其結果を商工大臣が認可して決定すべき問題になるのであります、其他評價に付ては澤山の質問がありますが、大體此程度に止めて置きます、會社の創立の経路はどう云ふ風になるか、創立の経路は創立委員と云ふものと、只今申しました評價審査委員と云ふものが出来るのであります、此創立委員と云ふのはどう云ふ人を以て任命するか、是は各省の高等官及財界、商工業界の有力なる人を以て創立委員に任命する、且つ是は相當多數に上るの見込である、合同すべき各會社から二三人のものを此創立委員に……いやそれは違

ひました、取消します、只今申しましたやうに各省の高等官及財界及商工業界の有力なる人を以て創立委員を組織する、評價委員は各省の高等官、學識経験ある者、貴衆兩院議員を以て之を構成する、大體二十名以内であると云ふやうな答辯であつたのであります、會社の組織に付きましては、是亦非常なる熱心なる質問があつたのであります、現在あります所の二三の半官半民の會社は甚だ寒心すべき状態にあるではないか、此製鐵新會社も將來は同じやうな徑路を踏むのではないか、適切に申しますれば、政府の更迭毎に其首腦者が更迭すると云ふことになるのではないか、之に對して商工大臣は、無線電信株式會社の形式を探る、即ち其社長は任命制度でなくして認可制度に依る、株主總會に於て社長を選挙し、其選挙された人を商工大臣が認可するのである、それであるから株主の意思が充分之に反映して、決して將來に又さう云ふ不都合はない、又重役を二重制度にする、假りに立法部と行政部と申しまして、立法部に於ては、大體會社の方針に付て立法部に於て之を決定いたしました、行政部即ち現業に與るものは、此方針に依つて現業を遂行して行く、兩々相俟つて其間に決して間違のないやうにして行くことが出来るのである、此立法部には現在の民間の會社の重役を二三人宛網羅するのであつて、政府は全體の数の四分の一ばかりの人を此中に入れるのである、之に對しても色々な議論や質問が行はれたのであります、政府の出資額は現在の所に於きましては、先きの方程式に於て計算した所に依りますと云ふと、大體新會社の三分の二の出資額になりまして、民間は三分の一になるのであります、其三分の二の出資を爲すものが此立法部に四分の一だけより代表者を出さぬと云ふことは、不都合ではないかと云ふやうな質問もあつたのであります、併ながら政府は他に監督權を有つて居るのであるから、それで差支ないだらうと云ふ政府の答辯であります、で此二重組織に依つて現在或種の半官半民の會社が陥つて居るやうな弊に陥ることを防止し得べしとの當局の言明であるのであります、其他鐵石、石炭の供給、副産物、附帶事業に對する將來の施設、八幡職工の給與若くは能率、將來の取扱方に對しての質問等があるのであります、是は省略いたします、次に此法案に付きまして第五條及第十條の關係に付きましての質問であります、五條は政府が株式總数の二分の一を超える株を所有することを命じて居る條文であるのであります、現在に於きましては政府の持株は三分の二以上になるのでありますから斯の如き問題は起らないのであります、將來段々其間の出資額が増加いたしました場合に於きまして、又増資を要する場合が起つたと假定いたします、此場合に於きまして政府は現物出資を必要とする状態にまで立至つて居ると假定いたしますと、總會に於きまして政府は株主として増資に賛成し、商工大臣は之に認可を與へる、而して其豫算を議會の協賛を求めて來る、此法案に依つて政府は二分の一以上の株を持つことを命ぜられて居るのでありますから、それに依つて議會の協賛權を拘束することはないのであるかどうか、之に對しましては理論的には此五條は一定の數以上の株式を所有することを命じたものでありまして、之を引受けても、必しも拂込まなければならないと云ふことには取れないのである、從て此五條に依つて、議會の協賛權を拘束すると云ふやうな風にとることは是は不穩當であるだらう、從て其場合豫算の支出を求められました場合に於きまして、議會は之を否決することは議會の自由である、否決されました場合に於きましては此五條は成立しないことになるのでありまして、五條は此場合に於ては空文に屬することになる、さう云ふ場合は有り得るが、政府はさう云ふ行爲はしないで

あらう、併ながら理論的にはさう云ふことが有り得るのであると云ふ政府の答辯であつたのであります、討論に至りまして賛否兩論が聞はされたのであります、今日は通告がありまして兩方の御意見が此處に發表されることと思ひますから、私から茲に御紹介することは差控へます、採決に至りまして多數を以て本案は可決すべきものと決定いたしました、次で一委員から希望決議の申出がありました、其希望決議を茲に讀上げます。

- 一、製鐵業合同に際し資産の評価は極めて重要な關係にあるを以て之か評價を公正且合理的ならしむる爲政府は製鐵事業審査委員會の構成及資産評價の決定に關して慎重なる考慮を拂はれむことを望む
- 二、日本製鐵株式會社成立後同社の經營宜きを制するには之が經營の衝に膺る重役其の人を得ざるべからざるは勿論適材をして永く其の地位に在らしめ内閣の更迭ある毎に其の人を替ふるが如き弊害を防止する爲政府に於て深甚なる考慮を費されむことを望む
- 三、製鐵合同後に於ても會社は技術上の試験研究に付充分なる用意を拂ひ且陸海軍の軍需品に關する需要に對し不利不便ならしむることを望む

此希望決議を採決いたしましたして大多數の賛成を得、又商工大臣は此希望決議に充分副ふやうにすると云ふことの言明を得たのであります、次は製鐵業獎勵法中改正法律案であります、是は國家が製鐵業を保護いたしまする爲に、所謂銑鋼一貫作業に對しまして、其銑鐵に對して相當の補助を與へて居つたのであります、此新會社が成立いたしました場合に於きましては、此目的は既に到達せられるのでありまして、國家の保護を必要とせざる程度に達し得るのでありますから、此保護の規定を改正しやうと云ふ案でありまして、是は又多數を以て可決せらるゝことになりました、大略以上を以て報告を終ります。

最近英國鐵鋼界概況（昭和8年1月24日附在ロンドン松山商務參事官報告）最近英國鐵鋼界に於て目すべき事象の一つは、産業不振が殆ど例外なく世界の主要生産國に於て深刻の度を加へつゝあるに拘らず、國內鋼の生産が前年に比し相當の進展を示してゐることで、1931年の生産517萬8,000噸に對し、1932年は525萬噸を多少超へる生産となつたのである。

以上の如く英國の鋼生産は増加したが、主要生産國中英國を除いた米國、ドイツ、フランスの諸國は何れも生産は著減して居て、米國は1931年生産の半ばそこそこであり、ドイツは1931年に比し約30割減、フランスも略同様の減産を報ぜられて居る。英國は鋼生産では以上三國に續く地位にあるのだが、1932年中其生産は緩慢ながら増加の跡を示し居ること前記數字の通りである。

銑鐵の生産に於ては、英國の製鐵業も世界不況の影響深刻で回復誠に遅々たるものであつた。1931年末の熔鐵爐作業數70に對し、1932年末は59だけが作業中であつて、生産は1931年の375萬8,000噸から355萬噸に低下した。尤も歐洲大陸諸國の生産狀況に比すると、以上の成績は寧ろ良好と云ふべきである。英國鐵鋼界が1932年比較的健全な地位を維持し得たのは、英貨爲替下落の爲輸出が幾分有利になつたのと同時に、外國品輸入が採算不利となつた爲國內需要を國內生産品にて満すことになつたのも一因として數ふべきだが、鐵鋼品に對する關稅設定が大に與つて力あることを思はねばならぬ。3割3歩の鐵鋼品關稅は1932年4月下旬から實施されたのであるが、實際英國製鐵業が數字の上に其效果を示すに至つた

のは年末に近づいてからのことであつて、其以前に於ては外見的には顯著な進歩は示して居なかつたと云つてよい。蓋し關稅見越で輸入された銑鐵は夥しいストックを國內市場に作つた故、關稅の實施を見てからでも國內需要筋は必ずしも國內品に供給を仰ぐと云ふ譯に行かなかつたし、又當初設定の鐵鋼品關稅は3箇月間の期限附のものを更新する種類のものであつて、如何にも暫定的のもので早晩撤回されるかの印象を與へたものであるから、外國鐵鋼業者は多少の不利を忍んでも顧客との連絡を絶つまいとの肚で安値輸入を計つたのである。然しながら關稅諮問委員は鐵鋼關稅の2年据置を決算することになつたので、以上の如き外國鐵鋼業者の安値競争は斷念せざるを得ないことになり、一方英國鐵鋼業者間には信念を以て斯業の合理的改造を遂行しやうと云ふ傾向が表はれた。

加之英貨爲替の1932年末に於ける軟勢が愈々以て外國品の輸入を封ずることになつた。1931年には鐵鋼の輸入285萬噸に達したものが1932年は160萬噸に減縮を見、最近の趨勢では1933年の輸入は一層低落を示すものと思はれるのである。

他方輸出取引の側を見るに、年を通じて堅實の途を辿つてゐる。1931年の鐵鋼輸出は198萬噸を計上したが、1932年は189萬噸で、ざつと10萬噸の減少に過ぎず、稀有の不況時代に於ては成績良好と云はねはならぬ。輸出の詳細は下に見るが如くであるが、内銑鐵は前年に比し約7萬噸、鋼レールは約6萬噸の著減となつてゐるが、之に反しブリキ、チューブ等の輸出は相當の増進を示して居る。

英國鐵鋼輸出2年比較(單位噸)

	1931 年	1932 年
銑	190,269	121,053
アイアン・バー	9,698	6,902
スチール・バー	118,746	97,292
ジョイスツ	25,105	15,859
フープス及ストリップス	30,919	54,720
1/8" 以上の板	65,612	133,941
ブラック・シート	125,546	119,964
トタン板	284,310	278,318
ブリキ	399,920	463,189
ブラック・プレート	15,509	23,457
チューブ、鑄造	72,776	65,635
同 鍛造	131,400	152,547
鋼 軌	111,453	49,676
針 金	37,676	42,688
ボルツ及ナツツ	14,025	10,908
合 計	1,978,958	1,888,574

斯業の合理的改造企畫は、既報の如く鐵鋼保護稅の2年据置決定の基礎條件とも云ふべきもので、關稅諮問委員の提唱に基いて設立を見た所の英國委員の任務は斯業を國內産業の要求に應じ得るが如くに改造する基礎案を樹立することにあつたのである。以上の英國委員の委員長にはドーマンロングのチャールス・ミッチェルが任命され、其の後更に英國委員と連絡し、國內を需給關係の見地から四大別して研究を分擔する所の地方委員が設けられ、販賣組織の改革であるとか、過剩舊式工場の整理とか云ふ實際問題について考究中で、追つて具體的計畫の樹立を見ることゝ豫期せられて居る。1932年中英國鐵鋼會社にして改造的新規計畫を發表したものはスチュアート・ロイツ及ランカシア・スチール・コーポレーションの2社にして、スチュアート・ロイツはベーシック・ベツセメル・スチールの生産を起す計畫を以て、鑛床所在地のコルビーに原料より製造品に亘る一大系統的工場を設立することになつた次第は詳細既報の通りである。ランカシア・スチール・コーポレーションは1930年セキユリチーズ・マネージメント・トラストの後援に依り成立した會社で

あるが、1932年暮合理的改造の一端として針金製造會社ホワイト・クロスを合併したのである。茲に注意すべきことは前記二社の新規事業乃至合併事業がバンカース・インダストリアル・デウエロップメント・カンパニーの財政的援助に依つて居ることであつて、此事實から推し以上の二計畫は英國鐵鋼業の基礎的改造と關聯するものなるを知るのである。

序にサウスウエールスのブリキ生産状況についても記して置かう。1932年のブリキ取引は他の鐵鋼業に比し特記するに足る程の順調さを示して居て、前表に示した通り輸出向に於て前年より8萬噸の増加となつた上に、國內消費も著しく増進した模様で、約4萬噸の消費増加と見られて居る。尤もサウスウエールスに於ける工場はプーリング・スキームの結果、生産能力の5割乃至6割に生産を制限されて來た關係上直に同様率の増加となつて居ないかも知れぬ。又プーリング・スキームは1932年2月當業者間幾多の折衝の後に成立し最低價額を16シリングのベースに定めたが、其後間もなく以上のスキームは中絶し、4月中旬に現在行はれつゝあるプーリング・スキームが再建されたのである。現在の取極は生産者の工場能力と斯業の平均工場能力との間に基數を求め、自己の割當高以上に生産した工場は1函に付2シリングをプールに拂込み、他方自己の割當量以下の生産を爲したものは其不足分に付1函2シリングの割合でプールから支拂を受けるのである。従つて實際上は局外者の觀察に反し、現プールの運用は自動的で、支出と収入は自ら平衡を得る仕組になつて居り、從來の経過に見れば當業者は一般にプールの運用に満足の様であるから、1933年6月末の更新期にも更に延期されるであらうと見られて居る。ブリキ製造家は現在相當高の先約注文を有つて居る模様で、一般に先行進展を氣構へて居る。値段は1932年當初は14シリング3ペンスベースであつたが、同年2月中旬に急騰、前記の如く最低値段16シリングと定めた程だが、漸次値崩れと成り、4月下旬に最低値段16シリングを抛棄して以來急落、6月には14シリング9ペンスベースと成つた。其後年末に至るに従ひ漸次好轉し現在は大體16シリングベースで概ね取引されて居る。關稅設定とパウンド爲替低落二重の影響でサウスウエールス製造家は大陸品原料が割高に成つた爲、現今は殆ど全部英國製鋼に原料供給を仰ぐに至つた由である。

歐米主要國經濟界概況(1933年2月)の内鐵鋼の部分抜萃(海外經濟事情6年12號)

英國 鐵鋼界需要停頓し閑散なりしも、歐洲鋼カルテルの協定成立(5年延長輸出割當決定、販賣機關設置)の入報に業界不安氣分消散し、國內取引増加し相場大陸品の値上りと共に強含みとなり、銑鐵もクリーブランド値段改正に取引漸増氣配にあり。1月中鐵鋼産額次の如く前月に比し何れも小増せり。(單位 1,000 tons)

	1 月	前月	前年 1 月
銑	287	285	333
鋼	444	430	430
銑 鐵 鑛 爐 數	62 基	60 基	76 基

米國 鐵鋼界前月生産額稍増加せるも、スチール會社製鋼注文殘高漸減傾向に在り鋼作業率一時20%に達せるも再び低下し17%となれり。(單位 1,000 tons)

銑 鐵	1 月中	569	前月	566	前年 同月	973
鋼 鐵	"	1,006	"	8.5	"	1,461

獨逸 1月中鐵鋼産額前月及1932年同月に比し何れも増加し居り、鋼カルテル成立後の好轉を豫想せらる。(單位 1,000 tons)

銑 鐵	1 月	403	前月	364	前年 同月	358
鋼 鐵	1 月	540	前月	506	前年 同月	403

**セイロン黒鉛輸出状況 (1932年) (昭和8年2月9日附在
コロムボ大前領事館事務代理報告)** セイロン黒鉛の輸出は年々減退
の傾向に在り、1930年 8,723 吨 (英吨) に對し、1931年には 6,720
吨となり、1932年には 6,100 吨に減退せり。價格を見るに之亦逐年
下落し、平均吨當り 1930年 203 ルピー 50 仙、1931年には 182
ルピー 34 仙なりしが、1932年には 167 ルピー 73 仙に低落
せり。

米國向輸出は 1931年に比し 5割4分の激減率を示せり、即 1932
年の輸出 2,665 吨に對し 1932年に於ては僅に 1,212 吨を見たるの
み。

日本向輸出は 1931年に比し 421 吨を増し 1,633 吨を計上し、各
國向輸出首位を占むるに至れり。

仕向先別輸出量並金額 (量單位英吨)

仕向先國名	輸 出 量	輸 出 金 額	吨當り價格
日 本	1,633	271,238.50	166.08
米 國	1,212	210,351.09	173.67
英 國	1,192	192,351.24	161.36
ド イ ツ	687	117,542.04	171.09
オーストラリア	360	61,832.90	171.90
フ ラ ン ス	325	54,375.32	167.10
英 領 イ ン ド	260	41,955.61	161.77
イ タ リ ー	205	33,846.56	165.10
其 他	225	39,756.22	—
合 計	6,100	1,023,289.63	平均 167.73

過去 3 年間主要輸出先別比較 (單位吨)

仕 向 先	1930 年	1931 年	1932 年
日 本	1,317	1,247	1,633
米 國	3,192	2,665	1,212
英 國	1,408	857	1,192
ド イ ツ	1,487	998	687
オーストラリア	391	167	360
フ ラ ン ス	206	171	325
其 他	502	453	612
合 計	8,723	6,720	6,100
平 均 價 格	ルピー 203.50	ルピー 182.34	ルピー 167.73

米國に於ける激減は同國內鐵器工業不振に基くものなる可し。

英本國內に於ては金本位停止以來約 3割3分方他國競爭品に比し
優勢なる上、更に 1割の特恵を附與せられたるを以て、一般的に不
振なりしに拘らず本島產品は比較的高値を獲得せり。

一般不景氣の影響により需要減退したる後、實際採掘費にも及ば
ざる値段を以て賣買せられたるもの相當多量に上りたるが、需要は
概して高級品に向けられたる爲、セイロンは高級品の産出なきマダ
ガスカルに比し平均して高値を持続するを得たり。

(海外經濟事情 6. 12)

**メキシコ亞鉛引鐵板輸入量額及同取扱商並注意事
項 (昭和8年1月21日附在メキシコ齋田總領事代理報告)**

最近 3 年亞鉛引鐵板仕出國別輸入數量及價格

▲1929 年

國 別	數量	價格	國 別	數量	價格
	(kg)	(ペソ)		(kg)	(ペソ)
一般亞鉛引鐵板					
ド イ ツ	14,592	7,433	ベルギー	16,327	5,091
米 國	28,688	13,272	フランス國	701	552
英 國	2,855	1,631	グアテマラ	277	150
オランダ	4,871	1,515	スエーデン	450	143
合 計	68,661	29,787			

鑛山用穴開亞鉛引鐵板

ベルギー	165,607	49,992	米 國	4,969	4,035
英 國	3,129	1,930	合 計	173,705	55,957

▲1930 年

一般亞鉛引鐵板					
ド イ ツ	38,327	8,836	ベルギー	64,407	6,420
米 國	46,970	18,421	フランス	10	10
英 國	6,479	2,444	オランダ	5,516	1,919
英國ホンス ジュラス	630	184	合 計	162,339	38,284

石板及寫眞板用亞鉛引鐵板

ド イ ツ	4,383	2,645	ベルギー	3	50
スペイン	5	15	米 國	58,933	48,740
英 國	2,127	1,389	合 計	65,454	52,839

▲1931 年

一般亞鉛引鐵板					
ド イ ツ	29,555	6,247	ベルギー	5,738	1,119
米 國	22,441	11,473	フランス	111	67
英 國	9,767	3,047	ス イ ス	138	219
合 計	67,750	23,172			

石板及寫眞板用亞鉛引鐵板

ド イ ツ	6,080	5,138	米 國	16,881	16,258
英 國	29,315	17,409	フランス	24	20
合 計	52,300	38,825			

亞鉛引鐵板輸入商並販賣店 下記輸入商及販賣店は當地商業會議
所に就き信用確實なる者を調査したるものなるが、銀行又は興信所
等にて取調べたるものにあらず。

IMPORTADORES DE ARTICULOS
DE FERRETERIA. DISTRITO FEDERAL.

Huerta Hnos Suc.-Av. Peralvillo, 17.
Barrero y Cia., Rib. de S. Cosme 116.
Coto y Cia., Candelaria 25.
Dubbeis Gmo.-Madero 35, Cesp. 11.
Casa Argüelles, Merado 35.
Etchegaray Hnos, 5 de Febrero y Uruguay.
Ewald Albert, Mesones 14.
Freidberg y Cia., N. Corregidora 19 Entresuelo.
General Machinery & Supply Co. S. A., I. la Catolica 51.
Giffenig S en C. Edg., Bren Tono 14.
Groth & Kuhlmann, I. la Catolica 11.
Heedles & Breidsprecher, Uruguay 87, Desp. 109.
Hnos Escamilla, S. A., Capuchinas 69, Desp.
La Casa de las Dos Garzas, I. la Catolica 52.
La Sirenita del Chopo, Isauro Aguilar, Chopo 174.
La Sirena, 16 de Septiembre 71.
Lisker Hnos, Corregidora 45.
Lührs Rodolfo J., Rep. del Salvador 92.
Marquet Guillermo, Artículo 1239.
Sommer Herrman y Cia. SnCs., Palma 37.
Boker Ferreteria, 16 de Septiembre 60.
Concentra, Jose Regensburger y Cia., Rep. del Salvador 77.
Cia. Mercantil Campbell, S. A., Buen Tono 6.

COMERCIALES EN LAMINA
DE ZIOC. MEXICO, D. F.

Barrero y Cia., Ribera de S. Cosme 116.
Casa Boker, 16 de Septiembre 60.
Coto y Cia., 2a. Candelaria 25.
Comez Hnos. Suc., Matamoros 4.
Huerta Hnos. Suos., Av. Peralvillo 17.
Casa Argüelles, Calle Mercado 85.
Etchegaray Hnos, 5 de Febrero y Uruguay.
Groth & Kuhlmann, I. la Catolica 11.
La Nacional, Alfredo Hassey, Allende 20.
Sommer, Herrmann y Cia. SnCs., Palma 37.

亞鉛引鐵板種別 最需要多きもの次の如し。

3×8 feet 3×6 feet 30. 28. 26. 24. standard

亞鉛引鐵板の取引商習慣に關し、英國及ドイツよりの輸入品に對
しては參着 90 日、米國よりのものに對しては 60 日の荷爲替を附
し取引をなしつゝあり、信用狀發行の需要は當メキシコ國に於ては

至難なり。

輸入税は亞鉛引鐵板に對しては法量 1 kg に付メキシコ貨 15 仙にして、當國內に於て亞鉛を引くものに對しては法量 1 kg に付メキシコ貨 12 仙にして、マンサニョ港より首都迄の運賃は 1 貨車積にして 1 噸 8 ペンを要し、米國は距離の關係上論外として、歐洲諸國よりはヴェラクルス港に陸揚するを以て、首都迄の運賃マンサニョ港より比し約半額なり。

包装に關してはメキシコ國向輸出品に對しては特別の包装規定なきも、次記の事項を注意する必要あり。

(イ) 數量はキログラムにて包装に明記すること、通關上の便宜の爲出來得べき丈純量及重量數を併記すること。

(ロ) 重量數に依りて關稅を徵收せらるゝものに對しては包装は出來得べき丈輕強にすること。

(ハ) 廣告類は決して商品中に包装せざること、廣告類は高率の關稅を課せらるゝのみならず、之を發見せられたる場合は沒收又は商品全部に對し廣告に對する關稅を徵收せらる。

法量は包装を除きたる所謂商品の數量を言ひ、重量は包装及綱等を含む數量なり、故に包装は關稅に影響する處大なるものにて、殊に重量に依り徵收せらるゝ輸入品に於て然り。純量は主として貴金屬類に對し課せらるゝものなるが、メキシコ國に於ては一般に法量及重量を使用せられつゝあり。

メキシコ國向輸出品に對しては領事送狀の制度なく、商業送狀 6 通を作製し、之を積荷港メキシコ國領事館に提出す。領事館に於ては輸出品の價格に對する輸入税の 5 分を豫納せしめ、此豫納額を明記したるものを含む商業送狀を積出人に 4 通を渡し 2 通を領事館に留置き、其内 1 通を陸揚港税關に送付す。

以上 5 分の輸入税豫納は陸揚港税關に於て輸入税より差引くものとす。商品に商標を用ひんとせばメキシコ國に於ては豫め商標登録をなすことを要す。以上登録料は約 30 ペンを要するが、輸出業者直接の登録は手續相當面倒なるに付代理店又は代表者をしてなさしむること便利なり。

包装は 10 枚乃至 20 枚を重ね其中央部を金屬帶を以て締む。

鐵板仕入部及需要期等に一定の時期なし。

(海外經濟事情 第 6 年、第 12 號)

ケープタウン鐵管並同附屬品輸入額並輸入業者

(昭和 8 年 1 月 17 日附在ケープタウン錦田領事館事務代理報告)

鐵管並附屬品輸入業者大口取扱者として當地商業會議所に就き取調べたる所下記に如し。

Stewarts & Lloyds of S. A. Ltd., Dock Road, Cape Town
Scottish Tube Co., 4, Bree Street, " "

最近 2 年間の輸入額次の如し。

(單位、數量 100 ポンド、價格パウンド)

	1931 年		1930 年	
	數量	價格	數量	價格
▲鑄鐵管 (Cast Iron Pipes)				
英 本 國	107,499	45,058	164,547	69,637
カ ナ ダ	500	493	1,187	1,143
フ ラ ン ス	2,313	775	638	208
ド イ ツ	63	121	56	62
計	110,375	46,427	166,428	71,050

▲同附屬品 (Pipe Fittings, Cast Iron.)

英 本 國	5,819	9,268	5,922	7,877
カ ナ ダ	—	—	36	101
フ ラ ン ス	20	15	—	—

ド イ ツ	137	388	141	219
ス イ ス	—	—	33	40
米 國	63	195	61	260
オーストリー	—	—	21	31
計	6,039	9,866	6,214	8,528

(海外經濟事情 第 6 年、第 13 號)

南アフリカ聯邦亞鉛引鐵板需要狀況並同取扱商

(昭和 8 年 1 月 14 日附在ケープタウン錦田領事館事務代理報告)

亞鉛引鐵板仕出國別輸入數量及價格

(單位數量 100 ポンド、價格パウンド)

	1931 年		1930 年		1929 年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
英 本 國	177,849	94,539	145,830	90,879	204,600	141,829
ベルギー	3,575	1,802	560	152	921	473
フ ラ ン ス	—	—	33	9	—	—
ド イ ツ	1,720	1,077	503	325	246	104
スエーデン	—	—	13	9	5	3
米 國	1,985	1,877	1,446	1,619	1,275	1,438
ス イ ス	—	—	—	—	4	7
計	185,129	99,345	148,325	92,993	207,051	143,854

▲ナマコ板

英 本 國	878,392	420,013	850,880	458,941	1,421,190	851,886
カ ナ ダ	69	34	—	—	—	—
ベルギー	39,813	18,884	1,388	696	—	—
フィンランド	—	—	—	—	93	73
ド イ ツ	1,317	656	83	81	1,299	1,201
ノルウェー	67	39	—	—	—	—
スエーデン	110	57	25	14	344	222
米 國	1,127	886	3,500	3,473	2,739	2,836
フ ラ ン ス	—	—	—	—	60	58
オランダ	—	—	13	8	—	—
日 本	—	—	1	3	—	—
計	920,895	410,569	855,890	463,216	1,416,725	856,276

ゲイジ、サイズ及用途 輸入統計の示すが如く、平板の輸入は少量にして、輸入は主として波形板なり。波形板は屋根張り等に用ひらる。平板は器物其他用なり。

波 形 板	ゲイジ	24	サイズ	6 呎×12 呎
平 均	同	24	同	6 呎×3 呎
同	同	26	同	6 呎×2 呎 6 吋

南アフリカ輸入品商標 (英國品) は波形板 "Lysaght's" 及平板 "Swallow" なり。

關稅其他 從價 5 分、外にプライメージ税從價 5 分、附加税同 7 分 5 厘、

運賃保險料等に關し、本邦南アフリカ間本邦に於て取調ぶる方一層適切なるものあるべく、要するに本項の趣旨は採算上、外國品と競争し得るや否やに存すべし。果して然らば左記通り相場 (C. I. F.) に依り計算するを便とすべし。

波 形 板	噸 (2,240 ポンド)	11	パウンド 10 シリング見當
平 板	24 ゲージ 1 枚に付	1	シリング 9 ペンス見當
同	26 ゲージ "	2	シリング 1 ペンス見當

(但、以上相場は昭和 7 年 12 月中旬の相場にして、當時は英貨 100 パウンドに付南アフリカ貨 70 パウンド見當なり。同月 28 日南アフリカ金本位停止數日前より相場立たず。目下は各當業者は爲替關係見送にて取引中止の姿なり。1 月 14 日相場英 100 パウンドに南アフリカ貨 96 パウンド見當)。

亞鉛引鐵板輸入商 下の如し。

Arderne, Scott, Thesen, Ltd., Lower Church
Streel, Woodstock, Cape Town.
Marsden Ltd., Sir Lowry Road, " "
Purcell, Yellop & Ererett, Ltd., Cardiff Street, " "

Small & Morgan, Bain Street, Cape Town.
S. Machanik, Allkin House, 48, Strand Street, " "
S. Newman Ltd., S. Burg Street, " "
Arderne, Scott, Thesen, Ltd., Lower Church
Street, Woodstock, " "
Marsden Ltd., Sir Lowry Road, " "
Purcell, Yallop & Everett, Ltd., Cardiff Street, " "
Small & Morgan, Bain Street, " "
S. Machanik, Allkin House, 48, Strand Street, " "
S. Newman Ltd., 8, Burg Street, " "

(海外經濟事情 6. 13)

獨逸タングステン輸入商及同公定相場通報雜誌名

(昭和8年1月31日附在ベルリン帝國商務書記官報告)

▲タングステン輸入商

Th. Kniesche, Inh. Dr. Walter Graff, Rosswein i/Sa.
Th. Goldschmidt A. G., Essen, Heilermannstr. 15.
Gesellschaft für Elektrometallurgie,
Berlin-Charlottenburg, Hardenbergstr. 3.

▲タングステン公定相場通報雜誌名

"Metall und Erz" Verlag Wilhelm Knapp,
Halle a/Saale Mühlweg 19.
(海外經濟事情 第6年、第13號)

米國に於ける硫黃の産額 (1932年) (昭和8年2月15日

附在ニューオルレアンス佐藤領事代理報告) 聯邦政府の發表に依れば1932年米國に於ける硫黃全産額は889,695 噸 (英噸以下同様) にして、之を1931年の2,128,930 噸に比すれば58%の減退なり。硫黃の主産地はテキサス州にして、1932年の産出高は876,294 噸にして、全米産額の98%を占む。今重要産地及採掘會社を擧ぐれば下の如し。

Duval Texas Sulphur Co. Duval County
Freeport Sulphur Co. Brazoria County
Texas Gulf Sulphur Co. Fort Bend County

元來米國の硫黃産業はルイジアナ州にて一時獨占し來たれるものなるが、1913年頃よりテキサス州に同業の開始を見、1924年ルイジアナ州が採掘を中止せるより、硫黃産業は全くテキサス州に移り、同州の主要鑛業の一となれり。然れどもルイジアナ州の採掘中止は採算上に基くものにして、蓄積の衰微にあらざるを以て、曩に屢々報告せる通ニューオルレアンス市に本社を有するゼエファーンソン・レーキ・オイル會社が1932年10月よりアイベリア地方に採掘を開始するに至り、同年中に13,401 噸を産出せりと云ふ。

1932年中硫黃の値段は大なる變動なく、産地渡1 18ドル、市場取引値段は大體21ドル見當、大西洋港渡は22ドルを唱へたりと云ふ。

1932年硫黃の輸出高は351,509 噸にして、之を1931年の407,586 噸に比すれば14%の減少にして1932年の輸出先を見るに、ニューージーランド及オーストラリアを除き何れも減退を示せり、即ち歐洲各國への輸出は全輸出高の70%にして、前年の53%に比すれば著減なり。尙粉砕精選品の輸出高は前年の27,197,000 ポンドに對し1932年は16,285,000 ポンドにして、主要輸出國を擧ぐればカナダへ4,800,000 ポンド、オーストラリアへ2,458,000 ポンド、メキシコへ1,469,000 ポンド、英國へ1,168,000 ポンド、ブラジルへ1,131,000 ポンドなり。

(海外經濟事情 6. 14)

コロンボ Iron Tube Fittings 輸入業者 (昭和8年1月

26日附在コロンボ帝國領事館報告)

Brown & Co., Ltd., Chatham Street, Fort, Colombo.
Fentons Ltd., Union Place, Slave Island, Colombo.

Samarakoone Bros., Kinross Avenue, Bambala pitiya
South, Colombo.

Standard Electric Co., 213/215, Norris Road,
Pottah, Colombo.

Walker Sons & Co., Main Street, Fort, Colombo.

Braid & Co., Union Place, Slave Island, Colombo.

(海外經濟事情 6. 14)

内外最近刊行誌參考記事目次

Steel, Feb. 20, 1933.

Fabricates Large Gear Cases by Arc Welding. C. M. Taylor. p. 21.
Spot Welding Stainless Steel Sheets to preerve finish. V. W. Whitmer. p. 23.
Centrifugal Machine removes Molten Iron from Slag. p. 24.
Improving Open-Hearth Design. Part IV continued. C. Buell. p. 27.

Steel, Feb. 27, 1933.

Improving Open-Hearth Design. Part IV continued. C. Buell. pp. 24-26.

Steel, March 6, 1933.

Application of Induction Heating to Solids—I. E. F. Northrup. pp. 21-24.
Improving Open-Hearth Design. Part IV continued. C. Buell. pp. 25-26.

Steel, March 13, 1933.

Using forged Plate Housings on 84-inch Cold Mill. pp. 23-25.
Improving Open-Hearth Design. Part IV continued. C. Buell. pp. 31-32.

The Iron Age, Feb. 9, 1933.

Liquid Baths for Heat Treating. W. Paul Eddy. pp. 230-232.
Suggestions for Classifying Gray Iron Castings. W. Worley Kerlin. pp. 234-235.

The Iron Age, Feb. 6, 1933.

Developments in Galvanizing. W. H. Spowers. pp. 270-273.
Recorder-Controller for Testing Machines. Lionel D. Edie. p. 277.

The Iron Age, Feb. 23, 1933.

Heating Solids by Induction. E. F. Northrup. pp. 310-311.
Aluminium Permanent Mold Castings. Harry L. Smith. pp. 312-313.
Flash Welding Automobile Doors. pp. 316-317.

The Iron Age, March 2, 1933.

Plastics—A New Industry Comes of Age. pp. 345-347.
Metallurgical Topics before Engineers. pp. 358-359.

The Iron Age, March 9, 1933.

Use of Welded Steel Floor. pp. 387-388.
Effects of Chromium in Cast Iron. F. W. Meyer. pp. 392-395.
Essentials in Production of Good Coke. p. 395.
Molten Steel Problems. pp. 396-397.

Blast Furnace and Steel Plant, Feb., 1933.

Lubricating a 48-in, 3-High Universal Mill. Louis H. Hein. pp. 99-102.
Blast Furnace Smelting Practice. Part II. A. John Macdonald. pp. 103-106.
Finishing the Heat of Steel. Part VI. J. H. Hruska. pp. 107-109.

Review of Iron and Steel Literature for 1932. E. H. McClelland. pp. 110-113.
Care of Large Electrical Apparatus. J. S. Murray. pp. 114-117.

The Steel Plant Brick Mason. pp. 123-124.

Iron and Steel Industry, Feb., 1933.

Further Nickel-Chromium Cast Irons. Alan E. W. Smith. pp. 171-177.

Notes on continental Practice. p. 179.

The properties of Metals for High-Temperature-High-Pressure Engineering. Part II. J. H. G. Monypenny. pp. 179-182.

Some Experiences with the Balanced Blast Cupola. H. Shepherd. pp. 183-186.

Metallurgical Coke. R. A. Mott. pp. 189-195.

Notes on American Practice. p. 196.

Metallurgia, Feb., 1933.

- Cutting Steel with Oxygen Machines. C. G. Bainbridge. pp. 101-102.
- The Trend of Progress in Aluminium. N. F. Budgen. pp. 105-108.
- Progress in Rust- and Acid-resisting Steels. W. H. Hatfield. pp. 109-110.
- Developments and Future Trends in the Non-Ferrous Tube Trade. Gilbert Evans. pp. 111-113.
- Refined Pig Irons. J. E. Hurst. pp. 115-116.
- Notes on the Copper-Rich Alloys. H. C. Anstey. pp. 117-118.
- Alloy Steels: Their Development and Applications. J. W. Donaldson. pp. 127-129.
- Journal of the Am. Welding Society, Feb., 1933.**
- Economic Advantages of Welded Piping in Homes. Fred J. Mauerer. pp. 4-6.
- A Special River-Sea Bulk Cargo Arc-Welded Ship. Gustav F. D. Wahl. pp. 7-9.
- Welding in the Construction of Naval Aircraft. Lieut. Edw. W. Clepton. pp. 9-10.
- Welded Steel Pipe-Line of the Panther Valley Water Company. Farley Gannett. pp. 11-12.
- Welding of Pressure Vessels. pp. 13-15.
- Welding Acids Food Purity. O. C. Jones. p. 16.
- Chrom-Nickel Steel Riser Cutting. R. B. Aitchison. p. 17.
- Some Sconomic Aspects of Welding Aluminium. D. E. Roberts. p. 18.
- Synopsis and Conclusions Paper on Tests of Riveted and Welded Steel Columns. W. A. Slater. pp. 20-21.
- Welding with Copper Alloys. G. T. Piersol. pp. 22-24.
- Foundry Trade Journal, Jan. 26, 1933.**
- The Non-Ferrous Metals in 1932. pp. 74-75.
- Foundry Equipment Industry in 1932. D. Howard Wood. p. 76.
- German Foundry Research. J. G. Pearce. p. 79-80.
- Foundry Trade Journal, Feb. 2, 1933.**
- Aluminium Bronze. Frank Hudson. pp. 86-88.
- Phosphorous in Cast Iron. W. West. p. 90.
- Foundry Castings. Alex. Young. pp. 91-93.
- Notes on Some Common Defects in Steel Castings. C. Howell Kain. pp. 95-96.
- Foundry Trade Journal, Feb. 9, 1933.**
- Phosphorus in Cast Iron. W. West. pp. 103-105.
- Aluminium Bronze. Frank Hudson. pp. 106-107.
- Notes on Some Common Defects in Steel Castings. C. Howell Kain. pp. 108-110.
- Foundry Castings (Discussion). pp. 111-112.
- Foundry Trade Journal, Feb. 16, 1933.**
- A New Foundry Problems. p. 120.
- Aluminium Bronze. Frank Hudson. pp. 121-128.
- Cupala Control-Its Progress, Practice and Value in the Iron Foundry. E. Wharton. pp. 124-126.
- Alloy Cast Irons in Automobile Construction. A. B. Everest. pp. 127-128.

Foundry Trade Journal, Feb. 23, 1933.

- Alloy Cast Irons in Automobile Construction. A. B. Everest. pp. 135-136.
- The Influence of Several Less Common Elements when added to Cast Iron. J. E. Hurst. pp. 137-139.
- Some Uses of Refractory Materials in the Foundry. J. G. G. A. Skerl. pp. 140-141.
- Patterns and Patternmaking. E. Longden. pp. 142-143.
- Foundry Trade Journal, March 2, 1933.**
- Aluminium Bronze. Frank Hudson. pp. 152-154.
- American Suggestions for Classifying Grey-Iron Castings. W. Worley Kerlin. pp. 155-156.
- Rotary Furnaces in a Modern Foundry. W. Scott. p. 157.
- Common Foundry Problems. pp. 158-159.
- New Demands on the Brass Foundry. p. 160.
- Some Aspects of Selection of Engineering Materials. p. 161.
- Corrosion Research on light Metals. p. 162.
- Stahl und Eisen, 9. Feb., 1933.**
- Neuzeitliche Trio-Blockstrassen und ihre Verwendungsmöglichkeit im Vergleich zu Duo-Blockstrassen. Erich Howahr. pp. 137-144.
- Die Reaktionsfähigkeit von Koks bei Temperaturen über 1000°. Hans Broche. pp. 144-147.
- Stahl und Eisen, 16. Feb., 1933.**
- Strömungsvorgänge im Herdraum von Siemens-Martin-Ofen. Franz Kofler. pp. 162-167.
- Neuzeitliche Trio-Blockstrassen und ihr verwendungsmöglichkeit im Vergleich zu Duo-Blockstrassen. Erich Howahr. pp. 168-172.
- Stahl und Eisen, 2. März, 1933.**
- Beitrag zur Kenntnis der mechanischen Eigenschaften grösster Schmiedestücke. Eduard Maurer. pp. 209-215.
- Mechanisierte Stabeisen- und Drahtstrassen. Bruno Quast. pp. 215-218.
- Stahl und Eisen, 9. März, 1933.**
- Neuerungen an Führungskasten für Walzwerke. Hans Cramer. pp. 241-243.
- Beitrag zur Kenntnis der mechanischen Eigenschaften grösster Schmiedestücke. Eduard Maurer. pp. 243-251.
- Die Giesserei, 17. Feb., 1933.**
- Über Versuche mit dem norwegischen Vanadin-Titan-Roheisen. E. Piwowarsky. pp. 61-63.
- Ein neues Verfahren der Gusseisenprüfung. E. H. Bernhard Osann. pp. 63-64.
- Beitrag zur Frage der Spiebraumgebung für das Kerneinlegen. Fritz Brobeck. pp. 65-71.
- Die Giesserei, 3. März, 1933.**
- Warum betriebswirtschaftliche Statistik in Giessereibetrieben? Erich Matejka. pp. 83-89.
- Ergebnisse der Korrosionsforschung und neuere Verfahren zur Prüfung von Werkstoffen auf Beständigkeit gegen Korrosion und Erosion. Walter Denecke. pp. 89-93.

(作井)

主要製鐵所に於ける鐵鋼材生産 (昭和8年) (單位噸)

— 減 + 増

品 目	1 月 分				1 月 以 降 累 計			
	昭和8年	昭和7年	比較増減	%	昭和 年	昭和 年	比較増減	%
銑 鐵 {内地朝鮮	110,452	90,662	19,790	+ 21				
普 通 鋼 片	38,518	29,076	9,442	+ 32				
普 通 鋼 板	221,157	142,605	78,552	+ 55				
販 賣 鋼 片	5,806	2,969	2,837	+ 95				
同 造 鋼 材	14,251	8,631	5,620	+ 65				
鍛 造 鋼 材	2,958	1,376	1,582	+ 114				
普 通 鋼 壓 延 鋼 材	175,182	135,651	38,531	+ 28				
普 通 鋼 壓 延 鋼 材 内 譯								
厚 0.7mm 以下鋼板	20,878	20,744	134	+ 1				
其 他 鋼 板	30,423	20,016	10,412	+ 52				
棒 鋼	44,206	33,567	10,639	+ 32				
形 鋼	29,192	25,317	3,875	+ 15				
軌 鋼	19,833	9,335	10,498	+ 112				
線 鋼	20,383	14,879	5,504	+ 36				
鋼 材	7,981	6,336	1,645	+ 25				
其 他	2,231	1,457	774	+ 53				

主要製鐵所に於ける鐵鋼材生産(昭和8年)(單位噸)

一減 +増

品 目	2 月 分			1 月 以 降 累 計			
	昭和8年	昭和7年	比較増減	昭和8年	昭和7年	比較増減	%
銑 鐵	102,141	90,127	12,014	212,593	180,789	31,804	17
滿洲鋼	35,164	27,584	7,580	73,682	56,660	17,022	30
普通鋼	232,100	186,675	45,425	453,386	329,380	124,106	37
販賣鋼	23,400	5,190	18,210	29,206	8,159	21,047	257
同シ一	11,057	12,476	-1,419	25,308	21,107	4,201	19
鍛造品	3,422	1,322	2,100	6,380	2,698	3,682	136
普通鋼壓延鋼材	186,761	158,624	28,137	361,943	295,275	66,668	22
普通鋼壓延鋼材内譯							
厚0.7mm以下鋼板	26,224	25,739	485	47,102	46,483	619	1
其他鋼板	36,948	24,843	12,105	67,376	44,859	22,517	50
棒鋼	48,487	42,555	5,932	92,693	81,122	11,571	14
形鋼	26,249	21,294	4,955	55,441	46,611	8,830	18
軌線材	16,787	17,398	- 611	36,670	26,753	9,917	41
鋼管	19,711	18,029	1,682	40,094	32,908	7,186	21
其他	9,465	7,457	2,008	17,446	13,793	3,653	26
其	2,890	1,309	1,281	5,121	2,762	2,355	85

昭和8年2—3月中(八幡)製鐵所銑鋼生産高表(單位噸)

銑 鐵			鋼 塊			鋼 材		
生産高	前月比較	1月以降累計	生産高	前月比較	1月以降累計	生産高	前月比較	1月以降累計
2月 68,630	- 6,530	143,790	117,644	- 4,151	239,439	94,489	- 5,816	194,794
3月 82,837	+14,207	226,627	135,132	+17,488	374,571	107,883	+13,394	302,677

昭和8年外國銑輸入高(單位噸)

(銑鐵共同販賣會社)

月 次	輸 出 國 名					計
	印 度	英 國	獨 逸	米 國	瑞 典	
1	2,450	51	—	—	—	2,501
2	5,052	406	—	—	—	5,458
計	7,502	457	—	—	—	7,959

昭和8年1月中重要生産月報抜萃(商工大臣官房統計課)

		1 月 中	前 月	前年同月	1 月 以 降 累 計	
					昭和8年	昭和7年
金	(gr)	1,002,098	1,004,425	945,291		
銀	(gr)	13,030,225	13,690,814	12,386,449		
銅	(kg)	5,620,757	5,913,943	5,908,211		
硫	(tons)	7,543	7,593	5,173		
石	(tons)	2,227,385	2,413,363	2,228,380		
油(原油)	(100ℓ)	192,026	190,238	222,787		
セ	(tons)	336,867	370,718	286,562		
× 過	(")	103,276	99,379	92,227		
硫	(")	50,256	49,816	61,343		